

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 門
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(長寿社会政策課)

一

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(長寿社会政策課)

二

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

(同)

二

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

(同)

三

○保安林の指定の解除(三件)

(森林整備課)

三

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

四

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

五

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(十件)

(同)

五

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(生涯学習課)

一〇

選挙管理委員会

○選挙管理委員会委員の補欠について

一四

○宮城県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正

一四

規 則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十一号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成三十年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項を次のように改める。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第五号第二項第二号ロ及び第四十五号第二項第二号ロに規定する検体検査の業務を委託しようとするときは、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所の開設者又は病院若しくは診療所その他厚生労働省令

で定める場所において検体検査の業務を行う者であつて、その者が検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準に適合するものに委託しなければならない。

第三十一条に次の三項を加える。

4 前項の基準については、医療法施行規則第九条の八、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第四号に定める施設を除く。）」における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和五十六年厚生省告示第十七号。以下この条において「施設告示」という。）」に定める施設(施設告示第四号に掲げる施設を除く。）」における検体検査の業務(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成三十年宮城県規則第七号。以下「条例施行規則」という。))第三十一条第三項に規定する検体検査の業務をいう。次

項において同じ。の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第二項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設(施設告示第四号に定める施設に限る。）」における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

5 介護医療院の管理者は、第三項に定めるもののほか、介護医療院の業務のうち次に掲げるものを委託しようとするときは、当該業務を適正に行う能力のある者の基準に適合するものに委託しな

5 介護医療院の管理者は、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する

5 介護医療院の管理者は、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する

5 介護医療院の管理者は、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する

5 介護医療院の管理者は、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する

5 介護医療院の管理者は、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する

5 介護医療院の管理者は、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する

ればならない。

- 一 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- 三 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

6 前項の基準については、医療法施行規則第九条の九、第九条の十二及び第九条の十三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の九第一項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「条例施行規則第三十一条第五項第一号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同令第九条の十二中「法第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器の保守点検の」とあるのは「条例施行規則第三十一条第五項第二号に掲げる」と、同令第九条の十三中「法第十五条の三第二項の規定による医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の」とあるのは「条例施行規則第三十一条第五項第三号に掲げる」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百一十一号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七二七〇一三三三	ヘルパーステーション風の丘 黒川郡大和町杜の丘二丁目十六番地三	株式会社風	平成三十一年三月一日
○四七一五〇二六八二	介護老人保健施設ヒューマニティ松山訪問介護事業所 大崎市松山金谷字中田七十	医療法人而成会	平成三十一年四月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四六一二九〇〇六六	医療法人社団 健育会 登米市まわり訪問看護ステーション 登米市追町佐沼字八幡一丁目八番三号	医療法人社団健育会	平成三十一年四月一日
○四六二七九〇〇六四	訪問看護ステーションのぞみ 黒川郡大和町杜の丘二丁目十五番地九	トータルケア株式会社	平成三十一年四月一日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七一〇〇八二六	リハビリサロン さくら 岩沼市押分字与奈九番五号	株式会社 さくらサービス	平成三十一年三月一日
○四七二二〇一七三三	J Aみやぎ登米デイサービスセンターとよま 登米市登米町寺池目子待井七十九番地	みやぎ登米農業協同組合	平成三十一年三月二十六日
○四七一〇〇八三四	CAMP岩沼 岩沼市藤浪一丁目三番二十四号	社会福祉法人光風福祉会	平成三十一年四月一日
○四七二二〇一七三二	いきいき元気ハウス 登米市追町佐沼字天神前六十一番地一	有限会社GFいとう企画	平成三十一年四月一日
○四七二三〇二二一六	風和の郷 栗原市鷲沢南郷下日照七十五番地	株式会社同仁	平成三十一年四月一日
○四七二三〇二二二四	デイサービス幸寿荘 栗原市築館下宮野八ツ又沢九十一番地	株式会社アートライフ	平成三十一年四月一日
○四七一三〇二二三二	デイサービスセンター虹の丘 栗原市若柳武鎗字南下土手百八番地一	株式会社マイホーム	平成三十一年四月一日

○宮城県告示第五百一十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業

者として、次のとおり指定した。

令和元年五月二十八日

一 介護予防訪問看護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四六二二九〇〇六六	医療法人社団 健育会 登米ひまわり訪問看護ステーション 登米市迫町佐沼字八幡一丁目八番三号	医療法人社団健育会	平成三十一年四月一日
〇四六二七九〇〇六四	訪問看護ステーションのぞみ 黒川郡大和町杜の丘二丁目十五番地九	トータルケア株式会社	平成三十一年四月一日

〇宮城県告示第五百十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和元年五月二十八日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四五一一八〇〇三九	介護老人保健施設ヒューマンシティ 大崎市松山千石字広田三十五番地	医療法人而成会	平成三十一年三月三十一日
〇四七一〇〇六二八	ひなたぼっこ訪問介護事業所 岩沼市二本一丁目三番七九号	特定非営利活動法人ホームひなたぼっこ	平成三十一年三月三十一日
〇四七一五〇〇六九四	アサヒサンクリーン株式会社 社岩出山ヘルパーステーション 大崎市岩出山二ノ構七十九番地二	アサヒサンクリーン株式会社	平成三十一年三月三十一日
〇四七一五〇一八二五	星陵ケアセンター 大崎市古川栄町三番十号	有有限会社星陵介護サービス	平成三十一年三月三十一日

二 通所介護

介護保険事業所番号

事業者の名称

廃止年月日

〇四七二二〇〇四八五	登米市社協東和デイサービスセンター 登米市東和町米川字六反五十五番地の一	社会福祉法人登米市社会福祉協議会	平成三十一年三月三十一日
〇四七一五〇二一七九	星陵ケアセンターデイサービス 大崎市古川栄町三番十号	有限会社星陵介護サービス	平成三十一年三月三十一日
〇四七二四〇〇七八七	デイ・ハウスにこにこ 亘理郡山元町小平字北ノ入五十六番地二	特定非営利活動法人にこにこケアサービス	平成三十一年三月三十一日
〇四七一五〇二五二六	デイサービス和笑 大崎市古川大幡字新田八十	有限会社穂乃香	平成三十一年四月三十日

〇宮城県告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
名取市閑上字東須賀二の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
 - 二一 解除に係る保安林の所在場所
名取市閑上字東須賀二の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 〇宮城県告示第五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

亙理郡山元町山寺字須賀一の三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除に係る保安林の所在場所

亙理郡山元町山寺字須賀一の三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県松島町手樽字小屋崎三三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）、名取市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

名取市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名取市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百十八号

岩沼市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

矢野目西地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園

2 名称

二・二・百五十三号 荒浜一号公園

二・二・百五十四号 荒浜二号公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二十三号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二十四号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二十五号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二十六号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画地区計画

2 名称

東松島市あい地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二十七号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画地区計画

2 名称

東松島市牛網地区地区計画
二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）
○宮城県告示第五百二十八号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年五月二十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
牡鹿郡女川町横浦字横浦三十五番十一の一部、三十五番三十五の一部、三十五番四十の一部、三十五番四十一の一部、三十五番五十六の一部、三十五番五十七の一部、六十番六、六十五番五、六十六番二、六十六番三、七十二番三、七十二番四、七十三番二、六十番六地先の水の一部、六十五番五地先の道の一部、字名不知四十番四、四十番六、四十一番五、四十一番六、四十二番五、四十二番六、五十二番二、五十三番五、四十番四地先の道の一部、四十一番五地先の道の一部、五十二番二地先の道の一部、五十二番二地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 女川町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 令和元年度県債道路受（復興）四九一―一〇〇六号

2 工事名 (仮) 鎮守大橋上部工工事（中央）

3 施工場所 (市) 門脇町三・四丁目一号线 石巻市門脇町地内外

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から令和三年三月二十六日まで

5 工事概要 橋長 三四〇・〇メートル

幅員 八・〇（十二・五）メートル

上部工形式・三径間連続PCラーメン橋

主桁製作工 一式

架設工 一式

支承工 N＝四基

仮設工 一式

6 予定価格 二、五六七、四四四、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件を満たす者で、四に定める入札参加資格の確認を受けた者であること。

1 令和元年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）の承認の際にプレストレストコンクリート構造物工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が八百点以上であること。

2 特定調達参加資格（プレストレストコンクリート構造物工事）を有すること。

3 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。

4 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

5 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

6 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本人札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 事業協同組合が入札に参加するときは、当該組合の組合員は単独で当該入札に参加することはできない。

9 建設業法第十五条の規定に基づくプレストレストコンクリート構造物工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

10 本工事の現場施工に着手する日までに、プレストレストコンクリート構造物工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できると。（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

三 入札手続等

1 入札執行者

宮城県出納局契約課長 川村 満

2 担当課及び担当班

〒九八〇―八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）
宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二―二二―一三三三六

3 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 2 と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

令和元年五月二十八日（火）から令和元年六月十日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

2 において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

4 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書（案）を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

令和元年五月二十八日（火）から令和元年七月八日（月）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県政情報センター(宮城県庁舎地下一階)

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

令和元年七月九日(火)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 2と同じ

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和元年七月十日(水)午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の3により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

令和元年五月二十八日(火)から令和元年六月十日(月)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の2と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることが出来る。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは

はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十三年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。

十二 概要
Summary

- 1 Name of Construction Project (temporary) : Construction of Chinju Ohashi Bridge Superstructure (central)
- 2 Quantity : Length of bridge - 3400 m. etc.
- 3 Contact Information and Place for Bid Submission : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL.: 022-211-3336
- 4 Deadline for Bid Application Submission : June 10, 2019, 5 : 00 p.m.
- 5 Auctioneer : Mitsuru Kawamura, Director of Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government
- 6 Deadline for Bid Submission : July 9, 2019, 5 : 00 p.m.
- 7 Place of Bid Selection : First Bidding Room, 2nd floor of Miyagi Prefectural Government Building 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan
- 8 Date of Bid Selection : July 10, 2019, 10 : 00 a.m.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。
令和元年五月二十八日

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 新図書館情報ネットワークシステム運用保守等業務 一式

宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び提案依頼書による
3 履行期間 契約締結の日から令和六年十二月三十一日まで
4 履行場所 仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館
5 予定価格 一九四、四〇〇、〇〇〇円（内消費税及び地方消費税一四、四〇〇、〇〇〇円）
二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と

いう。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 ISMS適合性評価制度(情報セキュリティマネジメント)の認証を受けていること。

9 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

10 情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)別表に掲げる試験のうち、次のいずれかの試験に合格した者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

(イ) システムアーキテクト試験

(ロ) プロジェクトマネージャ試験

(ハ) ネットワークスペシャリスト試験

(ニ) データベーススペシャリスト試験

(ホ) システム監査技術者試験

11 蔵書点数八十万点以上の図書館を対象とする同種の業務を過去二年以内に誠実に履行した実績があること。

12 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五)へ令和元年六月十七日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書等の提出場所及び提出期限等

1 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び提案依頼書の交付場所、問い合わせ先
千九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県行政庁舎十五階 宮城県教育庁生涯学習課生涯学習振興班
(電話〇二二―二二―一三六五二)

2 入札説明書及び提案依頼書の交付期限
令和元年六月十七日(月)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和元年六月十二日(水)午後五時までに1あて申し出ること。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限
令和元年六月二十六日(水)午後五時までに1あて提出することとし、郵送の場合は書留郵便にて同日同時までに到達すること。

5 入札書の提出期限
郵送の場合は配達証明郵便にて令和元年七月五日(金)午後五時までに到達することとし、持参による場合は令和元年七月八日(月)午前十一時までに6の開札日時及び場所までとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和元年七月八日(月)午前十一時(開場午前十時四十五分)

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十一階 一〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十三条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

<p>4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が提案依頼書で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。</p> <p>6 契約書作成の要否 要</p> <p>7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Items to be Procured: Operation and application maintenance of new library information network system (1 set)</p> <p>2 Period of Implementation: From contract settlement to December 31, 2024</p> <p>3 Place of Implementation: Miyagi Prefectural Library</p> <p>4 Deadline and Place for Bid Submission (in person): July 8, 2019 (Mon), 11:00 a.m. Miyagi Prefectural Government Building 11th floor, Meeting Room 1101</p> <p>5 Deadline and Place for Bid Submission (by mail): July 5, 2019 (Fri), 5:00 p.m.</p> <p>6 Contact Information: Life-Long Learning Promotion Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Sec retariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3652</p> <p>7 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only</p> <p>8 新図書館情報ネットワークシステム運用保守等業務落札者決定基準</p> <p>「新図書館情報ネットワークシステム運用保守等業務」（以下「本委託業務」という。）の委託に当たり、次により落札者を決定するための審査を実施する。</p> <p>一 選考方法</p> <p>入札参加者に対し、総合評価一般競争入札（総合評価落札方式）により審査を実施した上で落札</p>	<p>者を選考する。</p> <p>1 本委託業務の入札参加者の資格等に関する事項は、入札公告のとおりとする。</p> <p>2 入札参加者の資格等に関する手続の詳細は、入札説明書のとおりとする。</p> <p>なお、入札説明書は次の場所で交付する。</p> <p>〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>宮城県教育庁生涯学習課生涯学習振興班（電話〇二二―二二―一三六五二）</p> <p>二 審査機関</p> <p>総合評価一般競争入札を実施するため、技術提案評価及び価格評価により審査を行い、落札者を選考するための審査機関を設置する。</p> <p>1 本委託業務の技術的な審査については、学識経験者及び関係職員による本委託業務に関する総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。</p> <p>2 審査委員会は、落札者の決定基準を定めるに当たつての留意事項を検討するとともに、提出された技術提案書の内容が提案依頼書に記載している性能、機能及び技術等の要求要件を満たしているか判断するものとし、三に基づき入札価格その他の条件が宮城県にとって最も有利か否かについて審査する。</p> <p>三 落札者の決定</p> <p>1 技術提案書の評価要件</p> <p>本委託業務の入札参加者の資格等に関する事項及び2に掲げる各要件を満たす者からの技術提案書のみを評価するものとし、これによらない者から提出された技術提案書については、評価を行わない。</p> <p>2 落札者の決定方法</p> <p>本委託業務を履行できると知事が判断した者であって、四に定める評価基準により算出された技術提案評価点と価格評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者は次の要件を満たさなければならない。</p> <p>イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。</p> <p>ロ 技術提案書の内容が、四5による必須事項の要求要件を全て満たしていること。</p> <p>なお、技術提案評価点及び価格評価点の合計が最も高い者が二以上あるとき（同点のとき）は次の順により決定する。</p> <p>① 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点異なる場合</p> <p>技術提案評価点が高い者を落札者とする。</p> <p>② 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点同じ場合</p>
--	---

四5による必須項目における得点が高い者を落札者とする。

③ 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点、四5による必須項目における得点が同じ場合

入札価格が低い者を落札者とする。

④ 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点、四5による必須項目における得点、入札価格が同じ場合

入札参加者にくじを引かせ、くじにより決定した者を落札者とする。この場合において、当該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かせない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定する。

3 技術提案評価点及び価格評価点の配分

点数は、三千八百九十一点満点とし、うち技術提案評価点を二千三百三十五点、価格評価点を千五百五十六点とする。

四 評価基準

1 技術提案評価点

技術提案評価点の評価は、技術提案書を基に行うものとし、総合評価算定基準調書（以下「基準調書」という。基準調書は一2において配付する。）の評価項目ごとに行う。

2 価格評価

価格評価点の評価は、入札価格に応じ、次に示す方法により、点数化する。この場合において生じた端数は切り捨てる。

価格評価点 価格評価点に配分された最高得点×（1－入札価格／予定価格）

3 基準調書における評価項目の設定の観点

評価項目は、概ね次の観点により設定した。

イ 技術評価と体制評価の二つに大別する。

ロ 技術評価は、本委託業務全体に関する項目と本委託業務を構成する業務等に応じた項目に再区分し、評価する。

ハ 技術評価は、提案内容の特徴・構想

ニ 体制評価は、提案されたスケジュール

4 基準調書における評価項目

次のとおり評価項目を定めるものとする。実際の評価に当たっては、基準調書における評価項目ごとに細目（以下「細目」という。）を定め、細目ごとの点数配分に応じて得点を付与する。

また、ハの評価項目及びホの評価項目のうち「SLA項目」については、さらに細目ごとに細

細目（以下「細目」という。）を定め、細目ごとの点数配分に応じて得点を付与する。

イ 構想等に関する項目

ロ システム構成等に関する項目

ハ 機能等に関する項目

ニ スケジュール管理等に関する項目

ホ サービス体制等に関する項目

ヘ その他必要な項目

5 基準調書における必須事項

細目及び細目ごとに次の区分による分類を行う。

なお、イの必須項目に分類した細目及び細目について、提案依頼書に定める要求水準を満たさない技術提案書は、以後の評価は行わない。

イ 必須項目

ロ 必須以外の項目

6 基準調書における評価方式

評価方式は、次の方式を用いるものとする。

なお、評価方式は、審査委員会において定める。

判定方式

提案内容を数値化することが困難なため、細目又は細細目にA/B/C/Dの四段階（以下「四段階評価」という。）、A/B/Cの三段階（以下「三段階評価」という。）、又はA/B

の二段階（以下「二段階評価」という。）で判定する。

四段階評価の場合は、Aに「満点」、Bに「Aの概ね半分の点」、Cに「Bの概ね半分の点」、

Dに「零点」を付与することを標準とし、三段階評価の場合は、Aに「満点」、Bに「Aの概ね半分の点」、Cに「零点」を付与することを標準とし、二段階評価の場合は、Aに「満点」、

Bに「零点」を付与することを標準とする。いずれの場合も、細目又は細細目ごとの重要度

に応じ、段階ごとの配点を加減する。

五 評価方法

審査委員会は、原則として次の方法により審査を行うものとするが、その他の必要事項に応じ技術提案書、附属資料等について入札参加者に確認を求めることがある。

1 書面審査 技術提案書及び附属資料の内容を確認する。

2 対面審査 書面審査上確認しがたい内容について口頭審査を行う。

六 その他

1 対面審査
 イ 日 時 令和元年七月十七日(水) 午後一時三十分から午後五時十五分の間で最大四十分
 間
 ロ 場 所 宮城県仙台市泉区紫山二丁目一番地一 宮城県図書館 研修室
 ハ 出席人数 出席者は五人以内とする
 2 不明、錯誤等の無効
 入札をした者は、入札後において、入札説明書、提案依頼書、落札者決定基準等並びに提出した技術提案書及び附属資料の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十二号

令和元年五月二十一日宮城県選挙管理委員会委員齋藤満保が退職したため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十二条第三項の規定により、令和元年五月二十二日次の者を選挙管理委員会委員に補欠した。

令和元年五月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

住 所 仙台市青葉区五橋一丁目一番四五―一〇〇一号

氏 名 小野 純一郎

○宮選管告示第五十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条の規定により各候補者から提出のあった平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書について、訂正の届出があったので、平成二十八年宮選管告示第四十七号の一部を次のとおり改める。

令和元年五月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

候補者外崎浩子の第一回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の収入中

「自由民主党宮城県第二選挙区支部 政党 50,000」を削り、
 「今回計 49,950,000」を「今回計 49,450,000」に

「総計 49,950,000」を「総計 49,450,000」に改める。
 候補者外崎浩子の第二回報告分の収支報告書の要旨の
 3 報告書の要旨の収入中
 「前回計 49,950,000」を「前回計 49,450,000」に、
 「総計 52,450,000」を「総計 51,950,000」に改める。